

査察業務の 課題と推進 に向けて

那覇市消防局予防課

はじめに

那覇市は、沖縄県の県都として人口32万人余りを有する政治、経済、文化の中心地です。

総面積は39.57㎢と県庁所在地の中で最も小さく、人口密度は首都圏と近畿圏を除いた地域としては全国で最も高くなっています。

都会的な街並みの中にも、歴史的に交流が盛んであったアジア諸国の影響により独自の文化を築き、世界遺産に登録された首里城などの文化遺産が数多く点在しています。

平成25年4月から中核市に移行し、「ひとつなぐまち」をキャッチフレーズに風格ある県都へとさらなる発展を目指しています。

那覇市消防局の体制

当市消防局は、1局（5課）、2消防署、5出張所の体制で「防災都市那覇」の確立を目指し、職員271名で消防業務にあたっています。

予防業務体制は、平成22年度に違反処理の迅速化を目的に違反処理係を新設、平成27年度の機構編成を経て、局予防課に予防査察係、設備指導係、機動査察係（署に出先配置の2係）、総員23名を配置し、定期査察、消防同意事務、危

防物規制事務、違反処理等を行う現在の体制となっています。

査察の業務執行に向けて

防火対象物約16,000件、危険物施設約500件に対する年間査察実施計画を予防課、消防署が策定し査察を執行しています。

防火対象物の査察は、予防課、消防署及び出張所が査察を行い、警告書の交付後も改善の意思が見られない関係者に対しては、内部規程に定める基準により判断し、予防課が違反処理を行う流れとなっています。

査察の推進と査察件数の増加、違反対象物の是正及び予防業務の適正化を目的に、平成24年度から4カ年計画で査察重点目標を策定し業務改善に取り組んできましたが、違反是正の実行性の向上に向けた調査結果の検証によって、査察執行にあたり新たな課題に直面することになりました。

今回は、査察計画の見直しに迫られた背景と、現在、新たに取り組んでいる査察について紹介します。

査察重点目標の策定

当市消防局における査察実施件数は、平成23年度までは年間300件前後と類似都市と比較して圧倒的に低い件数でした。

当時、査察件数が低調に推移していた要因の一つに、基本となる組織としての査察に関する計画（定期査察計画等）が策定されていなかったことがあります。これらが検証されたため、社会福祉施設や個室型カラオケ店、さらに当市消防局管内で火災のあった特殊浴場や火災危険性のある小規模雑居ビルを対象とした「査察重点目標」を掲げ計画書を策定するに至りました。

この査察重点目標に基づき、当市消防局は定期査察計画を策定し、年間を通して査察を実施する体制作りを進めた結果、同計画がスタートした平成24年度は査察件数の増加はなかったものの年度を追うごとに件数は増加しました。

さらに、違反対象物に対しての事務的な支援

体制も明確にされたこともあり、警告、命令も発動されるなど査察重点目標を策定した効果が見られました。

違反是正の実行性の向上に向けた調査結果

平成25年度に実施された違反是正の実行性の向上に向けた調査結果を、当市消防局と中核市消防本部と比較すると、立入検査実施率は中核市消防本部の平均27.2%に対して、当市消防局は3%と平均値以下の数値となっています。

さらに、消防法令違反（重大設備違反）の状況は、中核市消防本部の平均に対して、重大設備違反すべてが低い数値ですが、これは立入検査数の少なさから査察未実施対象物が多数存在しており、消防法令違反を適切に覚知できていない実態が浮き彫りになりました。

消防法令違反の状況（重大設備違反）

	自火報	SP	屋内消火栓
中核市消防本部	2.97%	0.64%	6.48%
那覇市消防局	0.22%	0%	0.39%

実務研修への職員派遣

平成25年度に消防庁で実施された大都市消防本部の実務研修に2名、翌年度は1名を派遣研修するという機会をいただいたことや、かつ、局独自で計画した研修派遣に3名を派遣するなど当市消防局の査察向上につながっております。

各研修では、大都市消防本部との組織力の違いに圧倒されることばかりでしたが、査察体制の中長期的な政策や違反対象物に対する強力な是正など、それを実現するために職員が使命感を持って取り組んでいる姿勢に多くの刺激を受けたことは言うまでもなく、当市消防局が抱える課題解決の捉え方や、査察を推進するための手法等を学ぶ貴重な研修となりました。

査察業務のあり方検討会

平成24年度に計画された査察重点目標は、査察統計に示すとおり査察件数の増加につながり

違反是正

一定の効果はありましたが、査察対象物の設定に主眼が置かれていたため、当市消防局が抱える諸問題を解決し、推進するための具体性が反映しにくい計画となっていました。

平成24年度に策定された査察重点目標が最終年度を迎える平成27年度に、公表制度の制定に向けた動きと併せて、機構編成により新設された予防課機動査察係を中心に、これまでの査察計画の検証と新たな査察体制の方策を検討する「査察業務のあり方検討会」を立ち上げて査察重点目標の見直しに着手しました。

査察統計

	査察件数	警告	命令
平成24年度	459件	11件	1件
平成25年度	1,085件	9件	なし
平成26年度	1,270件	7件	なし
平成27年度	1,428件	1件	なし

査察業務の検討事項と現状

検討事項	現状
査察計画	- 査察計画は策定されていたが、過去に査察を行ったことがある対象物また立入検査が実施しやすい対象物から査察を行っていた。 - 査察長期未実施対象物は、放置されていた。 - 効果的な査察ではなく、査察件数の増加が重視されていた。
査察業務管理	- 立入検査後、是正状況など対象物の進捗管理が行われていなかった。 - 追跡調査の手法に統一性がなかった。 - OAシステムの台帳管理機能が活用できていなかった。 - 業務管理の責任者が不明確であった。
人材育成	吏員命令に特化した研修内容である。
重大違反	全防火対象物のうち、どの程度、違反対象物が存在するのか把握されていなかった。

検討結果

現状の立入検査の実績及び検査の質からすると、違反対象物がどの程度存在しているのか把握できておらず、公表対象物を明確にする平等性と公表する対象物と公表されない対象物との不均衡が生じることが懸念されました。

しかし、公表制度の施行までに全防火対象物の査察を行うには、時間と人員に限界があることが明確であったため、公表制度を見据えた査察計画とすることで一致し、平成28年度からの査察計画は長期査察未実施対象物（平成26年以前から査察未実施の防火対象物）のうち、特定用途防火対象物から優先的に査察を行い、非特定防火対象物は、平成31年度以降の中長期計画により策定することを決定しました。また、査察業務管理は、進捗管理表により是正状況を共有化し防火対象物基礎データの蓄積と併せて管理する方法としました。

なお、以下の項目を基本方針とし、新たな査察重点目標を策定しました。

〈新たな査察重点目標の基本方針〉

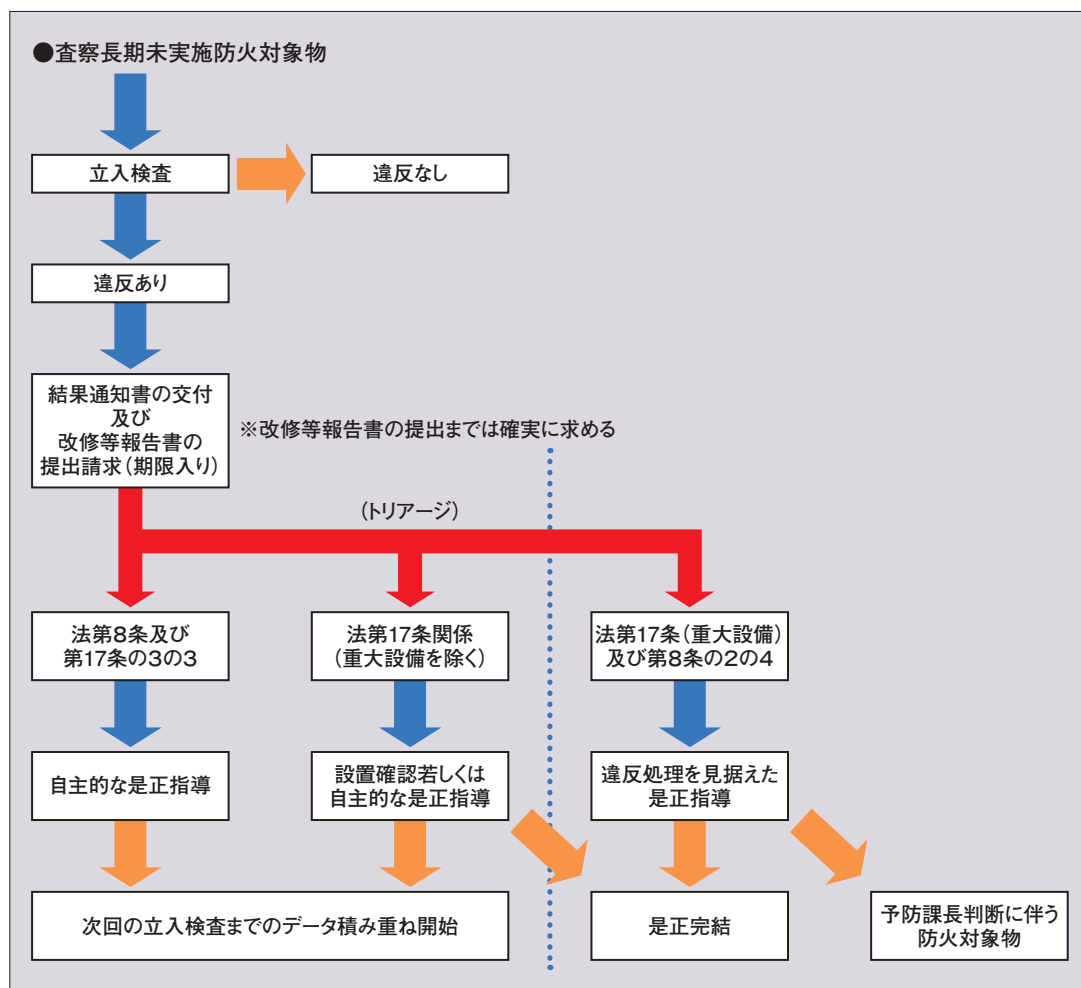
- 長期査察未実施防火対象物の査察
- 全防火対象物の実態把握
- 効率的な立入検査方法
- 立入検査後の追跡方法
- 査察業務管理の強化
- 違反対象物の是正
- 人材育成

長期査察未実施防火対象物の査察・全防火対象物の実態把握

これまで違反事項が把握できていない長期査察未実施防火対象物のうち、特定防火対象物に重点を置き、違反があるものについては、違反事項ごとにトリアージを行い是正指導します。

局及び消防署の対応区分の振り分けについては次のとおりです。

- (1)予防課は、複合用途で延べ面積が300㎡以上または面積不明が対象
- (2)消防署、出張所は、単一用途(面積問わず)複合用途で延べ面積300㎡未満が対象



違反事項のトリアージ方法

- (3)特定用途の実施期間は、平成28年4月1日から実施し平成31年3月31日を終期とします。
- (4)非特定は、平成31年以降に実施計画を策定します。

効率的な立入検査・立入検査後の追跡方法

立入検査対応区分表を定め、検査項目の絞り込みを行い、防火対象物の把握に重点を置きます。

- (1)立入検査結果通知書は、消防法令の適否を確認することができるチェックリスト方式(複写式)を使用し原則、現場手交としました。
- (2)立入検査後の追跡は、違反事項の内容に従ってトリアージを行います。

査察業務管理体制の強化

立入検査の着手時点から、関係者の連絡先、違反事項の経過を進捗管理一覧表に記入し、人事異動により担当者が代わっても継続して追跡できる体制を構築しました。

進捗管理一覧表は査察業務の管理も兼ねており、対応状況が容易に把握できるよう「数値化・見える化」し、それを基にPDCAを実施する際の検証資料として活用します。

また、査察を執行した所属及び消防署担当係長により、進捗管理一覧表及び防火対象物の管理情報をダブルチェックする体制としました。



研修状況

違反対象物の是正

内規に定める要件に従い、重大違反及び火災発生による人命危険性が高い対象物は、時機を失することなく違反処理へ移行します。

人材育成

査察業務の質を確保するため、内部研修を通して職員の底上げを行っております。

研修内容は、法令、査察の基本事項から、立入検査シミュレーション及び吏員命令を発動するか否かを判断する実践に近いカリキュラムとしました。

この研修を基礎に、実務により経験を重ねて査察業務の定着に結びつけております。

おわりに

どの職場においても業務改善や職場問題の解決などに対しては、「毎日の仕事で精一杯」「誰かがやるだろう」と何となく気になってはいても目を背けてしまいがちになるのではないかと思います。

当市消防局においても例外ではなく、「査察

以外にもやることがある」「件数も上がったので十分では？」と、ネガティブな意見や査察業務に対する抵抗もありました。

そうした状況下にあっても、査察の課題を何とか解決したいと熱意を持って、職員同士が計画作りに日々議論し、アイデアと知恵を出し合うことで新たな計画をスタートさせることができました。

しかし、そういう現状にあっても、まだまだ道半ばである状況に変わりはありません。

新たに策定した計画を、絵に描いた餅にすることのないよう責任感をもち、目指すところに向かう実行力と情熱を持続しなければなりません。

今回、寄稿にあたり特筆すべき内容ではありませんでしたが、当市消防局の改善すべき課題「いま」と、目指すべき方向性「これから」が見える成果であったので、ご紹介させていただきました。

最後に、実務研修の際にご指導いただいた消防本部(局)の皆様には、この誌面をお借りしてお礼申し上げます。